

平成 16 年 7 月 16 日

横浜市都市計画局上席調査役

エグゼクティブアーバンデザイナー 国吉 直行

## 横浜市における歩行者系案内サイン整備について

### 1 都心プロムナードの整備（昭和 49 年～51 年）

「歩行者のための都市空間づくり」の地域展開の第一歩として実施した事業。関内地区を訪れる来街者を鉄道駅（桜木町駅・関内駅・石川町駅）から港（山下公園）まで誘導するとともに途中の街なみも楽しんでもらおうという主旨の歩行者ルートづくりを行った。事業の中で、歩道設置・拡幅など歩道整備にはかに、路面絵タイルマークとサインポールを設置し、歩行者の誘導を行っている。

### 2 道路愛称標識（昭和 56 年～）

関内地区において、標準型ストリートファニチャーとデザインを併せた道路愛称を示す標識を設置した。また、坂道の名称を示すサインの整備も行った。

### 3 魅力ある道路づくり事業（昭和 60 年代）

都心部の周辺区において、各区の特色を生かした魅力づくりの取り組みが活発になり、市民に身近な空間整備の一環として「魅力ある道路づくり事業」が展開され、地域の特色が反映されたサインの整備が行われた。一方で、表示内容の統一が求められた。

### 4 公共サインガイドラインの策定（平成 7 年）

郊外区などにおいて地域のまちづくりの一環として、公共サイン整備を行うケースが増えてきたのを受けて、公共サインガイドラインを策定し、表示方法等の共通基準を設けた。

### 5 都心部歩行者系案内サインの整備（平成 12～16 年）

FIFA ワールドカップ 2002 サッカー大会の開催を契機として、コンベンション都市としての機能を強化することを目的に、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区、新横浜地区において歩行者系案内サインの整備を行った。サイン整備にあたっては、4 か国語表記などの多言語化、JIS ピクトグラムを活用、矢羽型誘導サインの設置を行った。また、関内・関外地区の地図案内表示には、更新が容易な紙張り式を採用している。

### 6 公共サインガイドラインの改訂（平成 15 年）

交通バリアフリー法及び移動円滑化基準の施行を受け、都心部歩行者系案内サインの整備にあたって検討された内容をガイドラインにフィードバックする形で反映させるために改訂を行った。また、同年にはガイドラインを運用するための要綱を施行し、より確実な運用を目指している。

<http://www.city.yokohama.jp/me/tokei/site/design/m10/j02.html>

（横浜市公共サインガイドラインのダウンロード）

## 都心プロムナード

### Downtown Promenade

事業期間：1974年～1976年

桜木町ルート：1.7km (JF桜木町駅～山下公園)

関内ルート：1.6km (JF関内駅～山下公園)

石川町ルート：1.2km (JF石川町駅～山下公園)

事業主体：造路局

計画調整：企画調整局都市デザイン担当

設計協力：築地デザイン事務所 (櫻津潔)

#### 歩行者のための道を簡単な工夫で

くすのき広場完成直後、「歩行者の街へ」というスローガンを掲げ、都市デザインの最も重要な基本的なテーマ「歩行者のための都市空間づくり」の地域的展開の第一歩として実施したのがこの事業であった。港ヨコハマを求めて隅田川地区を訪れる多くの芸術者を鉄道駅から港(山下公園)まで誘導するとともに途中の街なみも楽しんでもらおうという趣旨の歩行者ルートづくりも、一般的な歩道の簡単な改良工夫により実現しようとしたものである。

#### 各ルートの特徴

プロムナードは、3つの鉄道駅から山下公園に至る各約1.5km前後の、それぞれ異なる特徴の環境を持つ3つのルートで構成されている。

(1)桜木町ルート(1974年事業) 開港以来の繁華街を経由するルート。周辺には様々なデザイン様式を持つ銀行や商社などの近代建築(横浜博物館、横浜銀行本店別館、日本郵船、横浜税関等)が残っており、歴史的街なみを楽しめる。馬車道商店街や、赤レンガ倉庫のある新港埠頭地区などもルートからアクセスできる。

(2)関内ルート(1975年事業) 緑豊かなルート。横浜公園、日本大通り並木並木、開港広場(後に1992年完成)、山下公園通り並木並木、山下公園といった横浜を代表する公園や並木道を貫く。このルートの周辺には、公共施設を中心とした近代建築(県庁、地方裁判所、三井物産ビル等)も集中している。

(3)石川町ルート(1976年事業) 商店街や飲食街を貫くルート。石川町商店街、ファッション商品で全国的に有名な元町商店街、中華料理店の集積する横浜中華街南門通り、中華街東門など賑わいの中を経由する。また、本ルートは、港の見える丘公園・外人墓池・洋館群等エキゾチックな街なみを持つ山手地区への入口となる。

#### プロムナード事業の内容

- (1)歩道整備 歩道の設置、歩道拡幅、路面改善整備、街灯、点字ブロックの設置、植樹帯、街路樹設置。
- (2)路面・絵タイルマークの設置 5mおきに横兵にちなんだ絵の描かれた絵タイルマークを設置。絵タイルマークは、I型、II型、III型、総称点型とサイズの異なる4タイプを歩道各地点の意味に対応して設置。
- (3)サインボールの設置 歩行者のための案内誘導サインを横浜独自の視覚としてデザインし、歩道側に設置。



プロムナードの絵タイル(山下公園)



サインボール

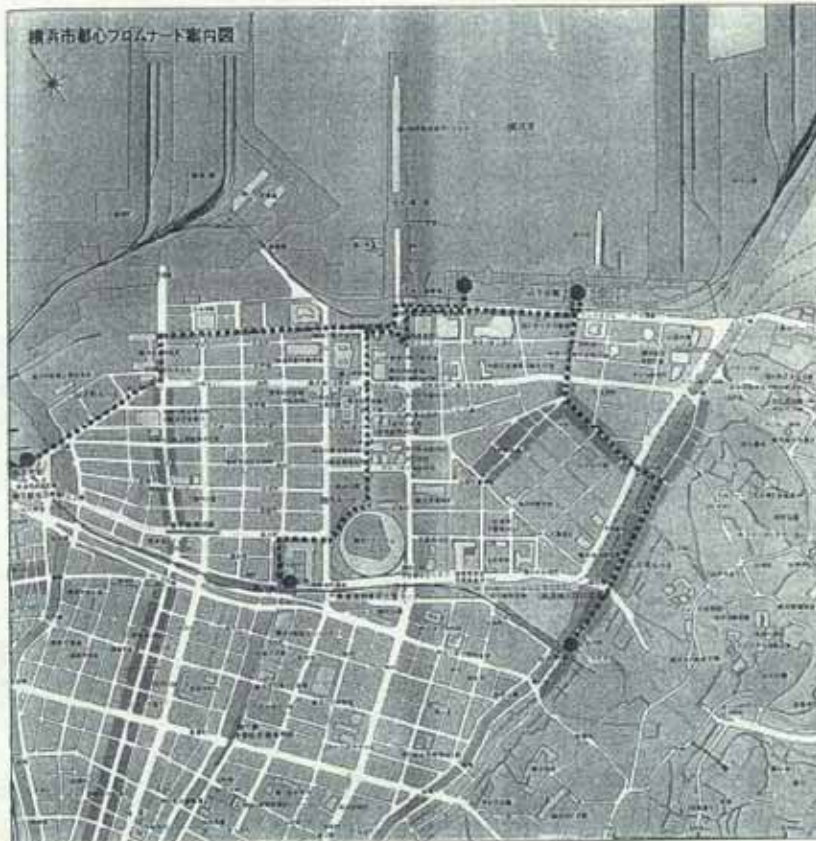


絵タイル



絵タイル図





ルート図

S型サインポール 絵タイルの埋め込まれた物で約100mおきに設置。山下公園への誘導(柱)、各駅への誘導(旗)を行う。

L型サインポール 各ルート周辺の主要施設、歴史的資源、主要地区の方角等を案内表示する。

地図板 案内地区周辺の主要施設、歴史的資源、主要地区、プロムナード各ルートの位置、現在地位置等を案内表示する。

**絵タイルデザインの市民募集**

桜木町ルートの絵タイルデザイン(7種類)は、グラフィックデザイナー藤澤崇氏によったが、案内ルートでは、市民コンペによって絵を求め、1,031点の応募作品から妥点が選ばれた。石川町ルートは、桜木町・案内ルートのものをもミックスして使用している。

**歩道を中心とした周辺環境整備の促進**

ルート周辺各種物産地への緑化、敷地内歩行空間拡大のための壁面歩道の促進などの周辺整備もあわせて進めた。山下公園通り、南門通りなどについては、街区開発の指導や壁面緑指定などにより、街全体で整備を進める方式が本事業をきっかけに開始された。



桜木町ルート



関内ルート



石川町ルート



桜木町ルート



石川町ルート

# PROMENADE

横浜市都心プロムナード事業(わたしたちの街ヨコハマをゆっくり歩いてみましょう) Down Town Promenade Projects 1974-1976

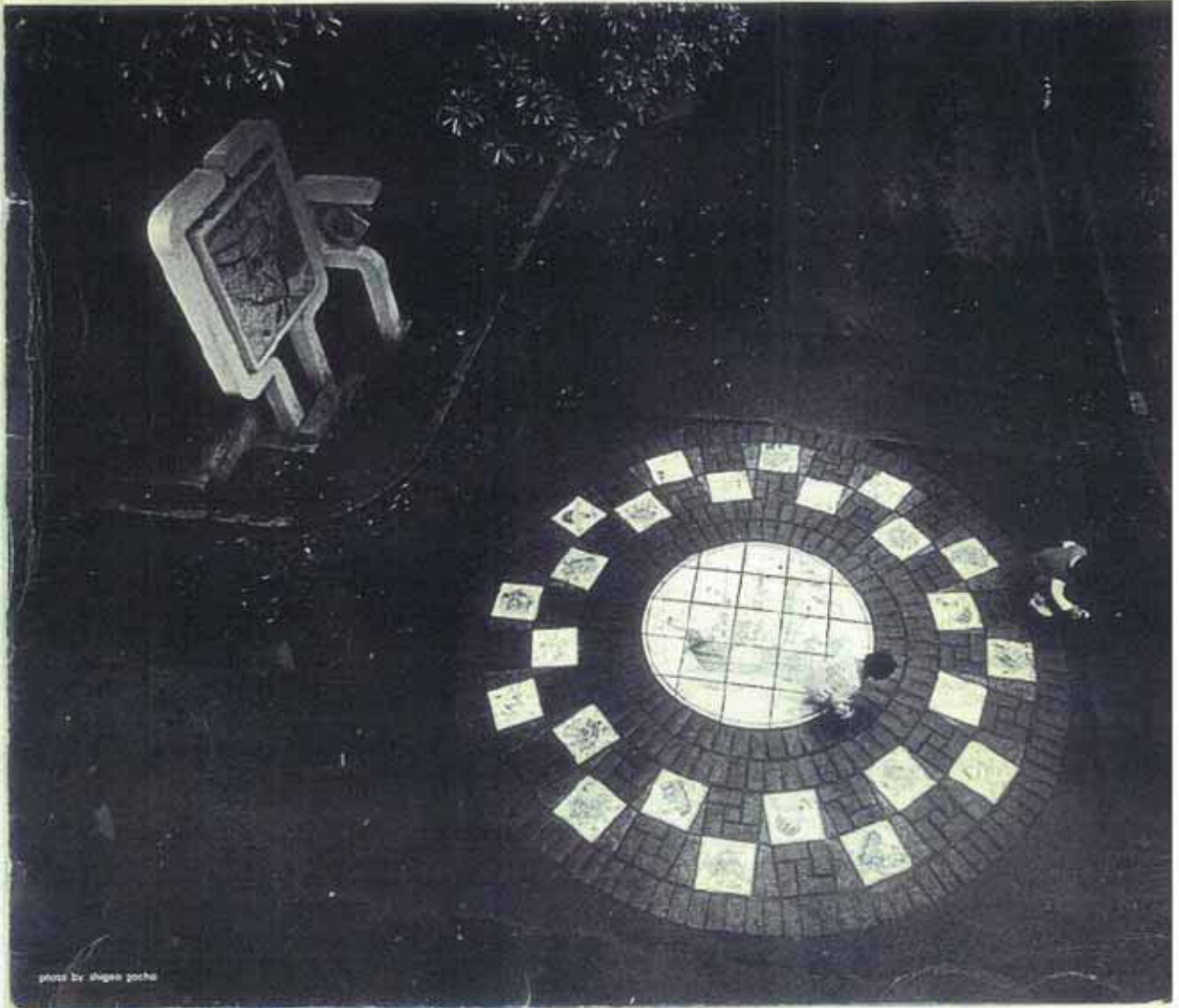


photo by shigeo gocho

# PROMENADE

横浜市都心プロムナード事業(わたしたちの街ヨコハマをゆっくり歩いてみましょう) Down Town Promenade Projects 1974-1976

### 楽しく歩ける道路づくり(横浜市都心地区歩行者対策)

#### はじめに

安全で楽しく歩ける道。かつて市民が人の状況なく歩いていた道がそのおぼろげな道で、今日は、はたしの道を自動車が行き来し、人が安全で気持ちよく歩けるような道はなくなってしまいました。

道路の使われ方が人から自動車中心に移り、人は自動車に無心の注意を払わないうちに安全に歩けなくなってしまったのです。このようなことは横浜市に限らず都市においてどこにも見られる状態になってしまいましたが、従来より早く自動車時代に人へのアイディアやユーティリティの面では、このような事態を列ねたり改善し、もう一度人が安全で気持ちよく歩ける道にするため、いろいろを試みながら、いくつかの成果があげられています。

横浜市においては都市づくりの見点から、できるかぎりの機会をつくり、人が安全で気持ちよく、楽しく歩ける道づくりをすすめています。



#### 歩道の都市づくりと交通対策

横浜の都市づくりは、戦災とその後の大規模な復興によって近代化的都市づくりが図られてきました。また戦後の経済活動の高成長に伴い、急激な都市化が進み、市民生活に必要な最低の公共・公益的施設(上下水道・清掃工場・学校等)の整備が進み、都市の骨格となる道路や鉄道などの都市施設の整備が十分に行なわれてきました。このため、はた戦前と同じ道路や鉄道は都市化により発生した交通需要に対応できず、交通渋滞という大きな都市問題を生じさせてきました。そこで横浜市は、無制限な都市化を抑制し、効率的な公共、公益施設の整備を行う一方、地域に直接関係のない交通を排除し交通環境の改善をはかっていくような総合的な都市づくり

- を進めながら次のような交通対策を講じてきました。
- 基幹的交差施設を整備するため、高速道路網や幹線道路網の整備を行う
- 都心地域の交通渋滞を解消し、都市間交通幹線を整備するため、河原道路、ベイブリッジの建設を進める
- 地下鉄網、バス網の整備をはかる
- 既成市街地内に集中発生する交通の分散をはかるため、都心部に立地する工場等を周辺地区へ移転する、など。



#### 歩道づくりと歩行者対策

交通渋滞の解決にあたっては以上のような都市づくりのなかで、歩行者対策が必要ですが、一方には、既成の交差施設の改造によって交差環境の改善をすすめていくことができます。特に道路づくりに関する歩行者対策は、既成の道路の改造などにより、自動車交通から人歩行者を保護し、あるいは歩行者を優先させて歩ける



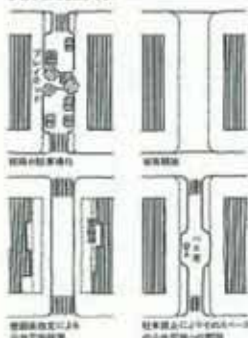
あり、はた都市づくりの中で役割づけが必要があります。道路づくりにあたって歩行者対策をすすめてゆく意味は、社会から人権性をとり戻し、人が安全で気持ちよく歩けるような

空間を振り出すことであり、これにより都市の生活環境を豊かにした思いをもたらしにありますが、都心地区や住宅地などにおいては、地区の環境向上に大いに貢献するし、地区のイメージアップにつながる、商業地などは歩行者や乗客の増大を喜び、多にそれが土地利用の転換を誘発します。このように歩行者対策の効果は広範囲にわたることから、多くの都市において都市づくりとして、あるいは新たな道路づくりの軸として歩行者対策を積極的にすすめるようになってきています。

#### 横浜市における歩行者対策

横浜市において歩行者対策として次のような方法を考え、市街地や道路等の状況に応じていくつかの組合わせて対処してきています。

#### 歩行者専用歩道タイプ



- ①指定した地区を限定して自動車の進入をいっさい禁止し「歩行者地区(ゾーン)」化する。
- ②指定した地区を限定して地区サービス用車両の進入のみを認める。
- ③歩道の幅員を狭くし、歩道を狭くする
- ④歩道の幅員を狭くするため、特定の車両の通行を禁止する
- ⑤交差点で歩行者の横断歩道をできるだけ短くする
- ⑥歩行者が気持ちよく歩けるよう歩

- 空間を整備する。次のような方法を加えておけば。
- ①歩行者が路上で歩いたり、話し合ったりできるような機能や空間をできるだけ多く確保する
- ②道路横断箇所等において、歩道と歩道の段差をなくし、歩に横断ができるようにする
- ③歩行者にわかりやすい標識や地対等を設置すると共に、歩行者用の道路標識を設置する
- ④歩道の舗装に樹木や草花を植栽し、歩道の美化をはかる
- ⑤歩道の踏面をカラー舗装、レンガ敷、タイル貼、石敷きなどし、歩道に温かさをもたせる
- ⑥歩道や歩道など通行止め措置を行う
- ⑦歩行者が安全に歩けるように、歩道に点字ブロックの敷きやスロープ(傾斜)を設ける

#### 市民の参加と協力

以上のような施策は、歩行者が安全で気持ちよく歩けるようになるためのものですが、これを実施するにあたっては市民の参加と協力が不可欠です。例えば歩道の通行を禁止し、歩行者専用(ゾーン)を整備するにしても、その地区へのサービス用車両を規制しなければならないため、共同駐車場や共同ゴミ処理場の整備も同様です。また道路づくりにあたっては建築物の歩道を後退して歩道を広げたり、小広場をつくらせたりなど市民の協力が不可欠なことも少なくありません。道路の整備、美化などの環境向上には市民の協力が不可欠です。このような問題を解決するにあたっては、市や野党の努力に加えてその地域で生活する住民道路を利用する市民、地域の生活環境の向上を願う市民など市民の参加協力が必要で、そして、それが気持ちよく歩ける歩道づくりの基盤となるので、



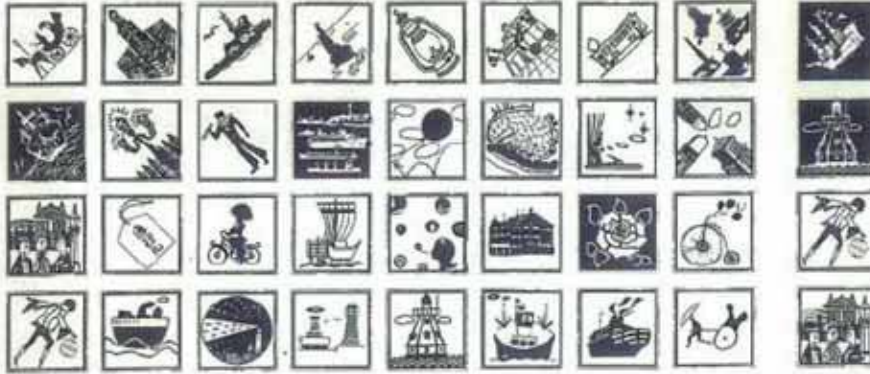
# PROMENADE

横浜市都心プロムナード事業(わたしたちの街をよりよく歩けるように) Down Town Promenade Projects 1974-1976

桜木町ルート絵タイル(7種・デザイン(栗津道))



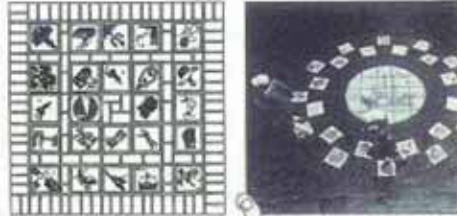
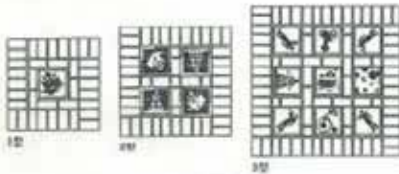
案内ルート絵タイル(33種・デザイン(市民会館入道小三))



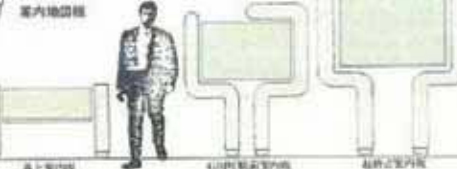
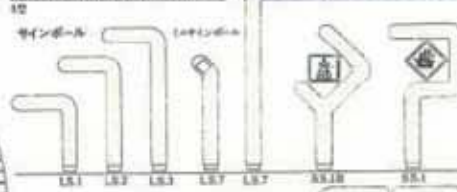
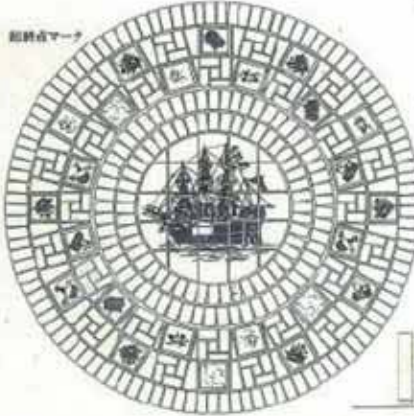
新川町ルート絵タイル(4種)



旗屋マークタイル



船形点マーク



絵タイル製造工程



横浜市  
横浜市長官舎  
横浜市中区山手町2-1 TEL 045-341-1041  
横浜官舎開発委員会  
横浜市中区東町1-1 TEL 045-671-5023

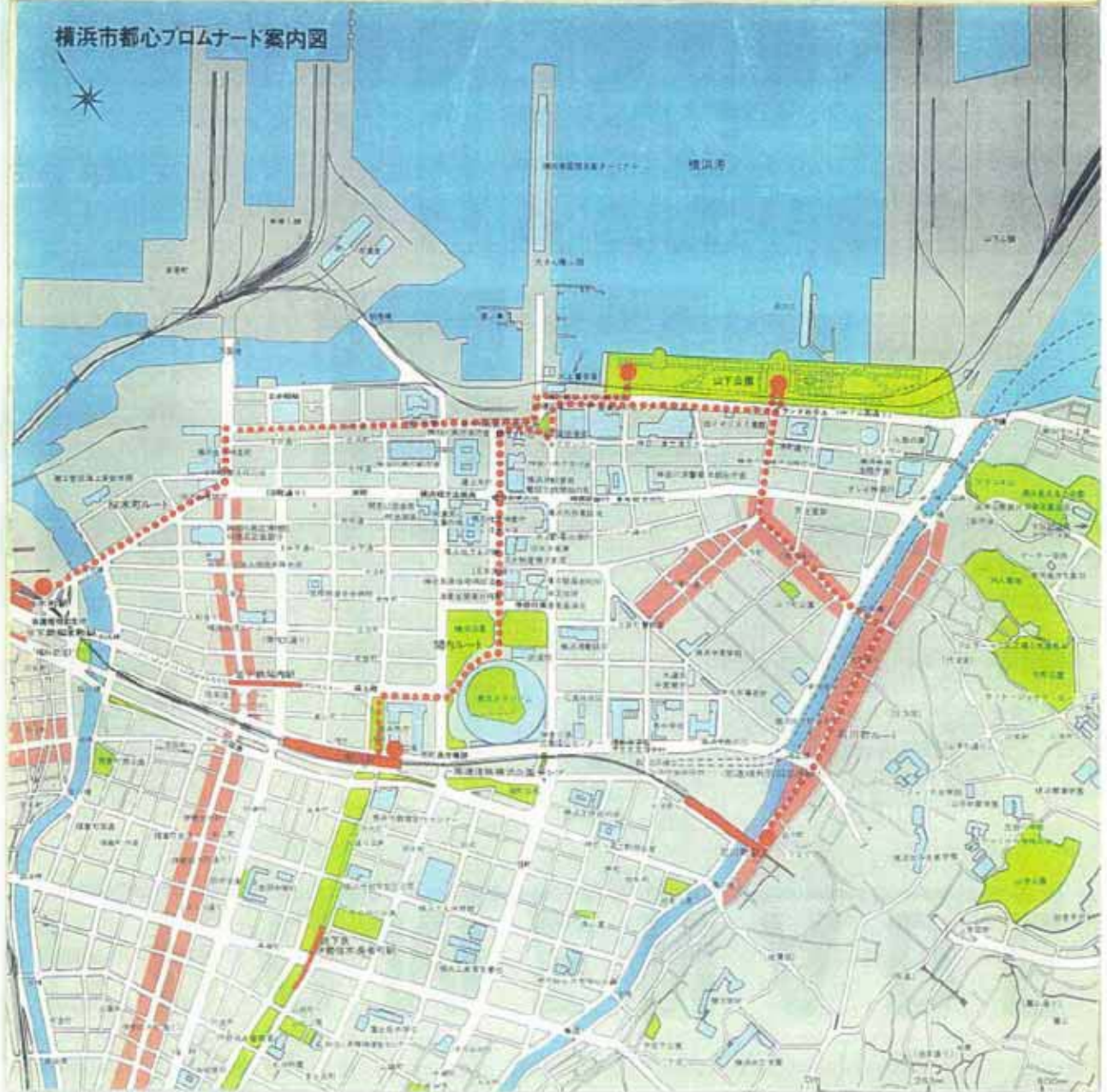
横浜市中心プロムナード事業 (プロジェクトの街コトバを@ハナハナにみせよう) Down Town Promenade Projects 1974-1976

# PROMENADE

# PROMENADE

横浜市都心プロムナード事業 (わがこたごちの街ヨコハマをゆっくり歩いてみましょう) Down Town Promenade Projects 1974-1976

横浜市都心プロムナード案内図



道路愛称標識	坂道名サイン
	
<p data-bbox="263 757 438 790">金沢歴史の道</p> 	
<p data-bbox="263 1189 630 1223">神奈川歴史の道（旧東海道）</p>	
	



## (参考事例-1) 関内・山手・みなとみらい21地区サイン

### 目的

関内地区は、安政6年(1859年)の開港以来、常に横浜の政・経済の中心であり、近代文化発祥の地として発展を遂げてきました。そのため、本地区には、行政や企業の中核管理機能、商業機能、文化・観光資源などが集積しており、また歴史的な建造物も数多く残されている場所です。

サイン計画の目的として以下の2点が挙げられます。

- 1-本地区に來訪する様々な人に対し、街をわかりやすくする。
- 2-関内・関外地区、みなとみらい21地区、山手地区の3地区に渡り回遊性を高める。

ここでは、関内・みなとみらい21地区・山手地区を例にサイン計画の流れを紹介します。

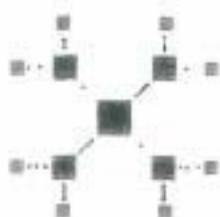
### 街の構造・施設分布

案内・誘導対象施設の分布と、都市構造(道路・鉄道網)を見てもみると、関内地区は地区全域にわたり、密度の高い分布が見られます。山手地区は、山手本通りを軸に施設が分布しています。みなとみらい21地区は、歩行者モールを中心として地区全域に各施設が分布しています。

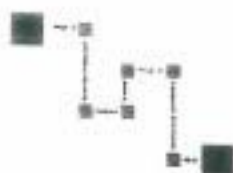


案内・誘導対象施設の分布

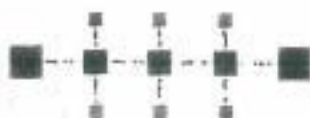
サインシステム～階層配置  
関内地区



サインシステム～線状配置  
山手地区



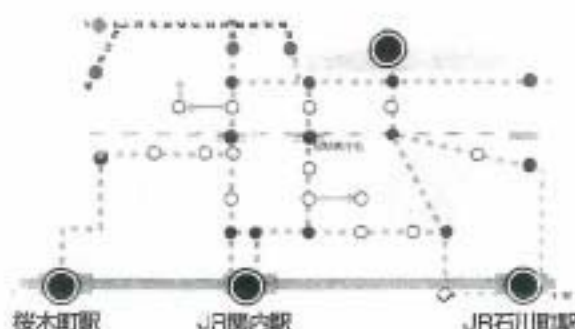
サインシステム～階層+線状配置  
みなとみらい21地区



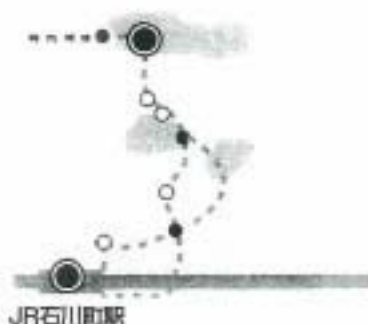
凡例  
●●●● 歩行ルート

- ◎ 大拠点 (全体案内図、周辺案内図、施設誘導、広域交通情報)
- 中拠点 (周辺案内図、施設誘導)
- 誘導拠点 (施設誘導)

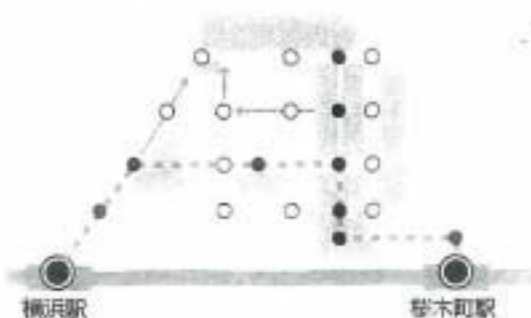
関内地区は、行動起点が、桜木町駅、関内駅、石川町駅であり（将来はみなとみらい21線駅）、目的地となる施設は多岐にわたっています。そのため階層配置によって、駅から、主要交差点、施設直近の交差点までを、案内・誘導情報にヒエラルキーをつけたサインシステムとしました。



山手地区は、石川町駅を起点とし、港の見える丘公園を終点と位置づけ、その間のルートが山手本通り1本のため、線状配置のシステムとしました。



みなとみらい21地区は、桜木町駅と横浜駅の2駅間をむすぶ歩行者デッキ（インナーモール）を主軸とした線状配置システムに加え、主軸上の拠点から各施設へ誘導を行う階層配置システムです。



## (事例1-1) 関内地区サイン

### 案内・誘導のシステム

大拠点となる駅前に、市都心部全域の地図と、広域の交通案内図を併設し、総合的な情報案内をおこないました。また主要な交差点である中拠点には周辺案内図を設置。その他交差点には矢羽式誘導サインを設置しています。

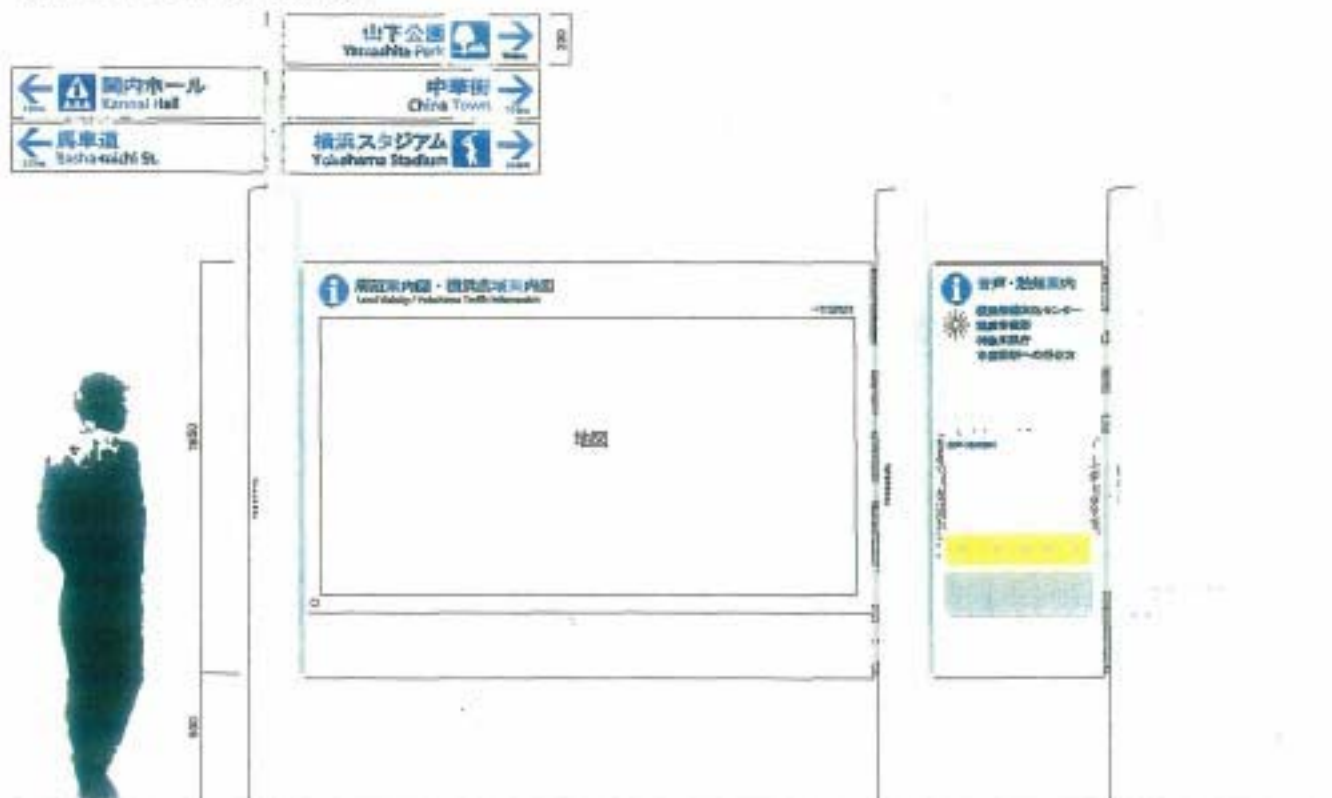
### 地図サイン更新のシステム

関内のような都心部では、地図内の情報の変化が多く、年1回程度情報更新が必要です。そのため、関内地区の地図サインは、本体をガラスのケースとして、中に地図を印刷したマイラー紙（耐水性のある樹脂系の紙）を貼る構造としました。これによって、印刷手間、貼り手間が従来のサインより安価になり、情報更新が容易になります。

### 誘導サインの文字高

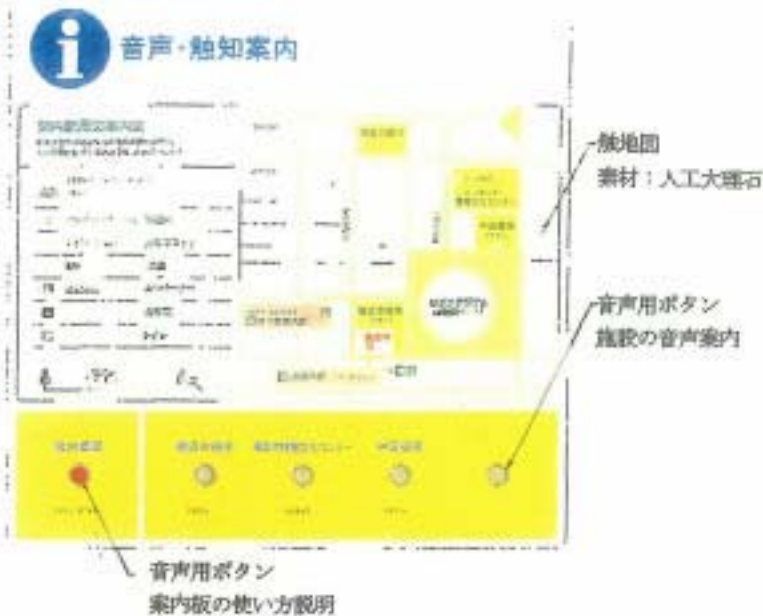
誘導サイン文字高を設定するにあたり、街路のスケールから考慮し、利用者の視認距離を15～20mとしました。そのため、文字高さは、和文70mm、英文42mmとしました。

関内地区サイン案内図一覽 Scale=1/30

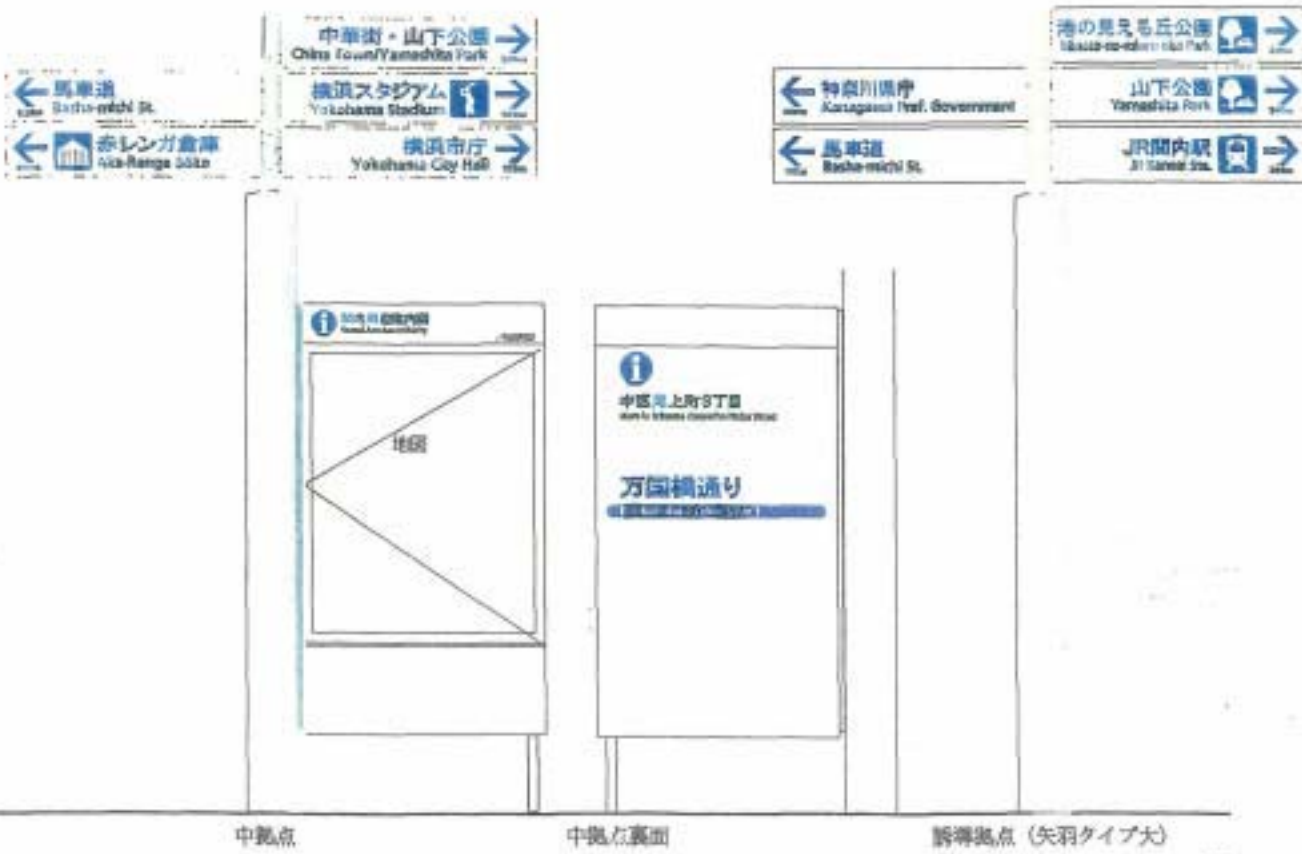


大拠点 (JR 関内駅前タイプ) 音声・触地図付き

(音声・触知案内サイン)  
駅前の行動起点に視覚障害者、  
子供、老人に対して、誘導プロ  
ックルートを案内する、音声・  
触知案内図を設けています。



触知案内サインについては、各福祉団体等の意見をふまえて検討し  
てきたものですが、機能的に十分とはいえない部分もあり、研究中  
の試験的な方式として位置づけています。



## (事例1-2) 山手地区サイン

### 案内・誘導のシステム

山手地区は、案内サインがルート上に整備済みであったため、誘導サインを追加し、石川町駅から港の見える丘公園までのルート上の案内誘導機能を補完しました。

### サインデザイン

既存の案内サインとの調和と、山手らしさを意図し、クラシカルな矢羽形状の表示板と六角断面の柱としました。

山手地区サイン案内一覧 Scale=1/30



### (事例1-3) みなとみらい21地区サイン

#### 案内・誘導のシステム

みなとみらい21地区は、歩行者の主軸となるペDESTリアンルートを含め、階層的な情報提供を行います。

また、地元の街づくり組織と連携しながら案内・誘導サインの設置・更新をしていきます。

#### サインデザイン

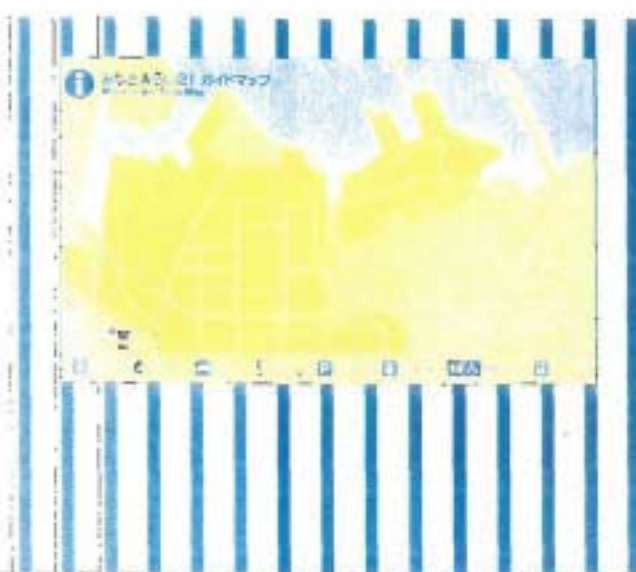
既存の案内・誘導サインとの整合を考慮し、サインカラーには「MMブルー」が基調色となるようデザインしました。

一方、既存サインの文字誘導サインは、矢羽根タイプへ変更するとともに、地図サインについては、見やすさや必要な情報量を確保するため、表示範囲を拡大しました。

#### 誘導サインの文字高

みなとみらい21地区については、誘導サイン矢羽根タイプの文字高を決定するにあたり、歩行者空間の広さや街区の大きさを考慮し、文字高和文80mm、英文48mmとしました。

みなとみらい21地区サイン案内図  
Scale=1/30



大拠点 (周辺図+地区内案内図)

誘導拠点 (矢羽タイプ)



中拠点 (地区内案内図)

## (参考事例-2) 新横浜周辺地区サイン

### 目的

新横浜周辺地区はJR東海道新幹線、JR横浜線、市営地下鉄などの交通拠点であり、その歩行圏内に横浜国際総合競技場、横浜アリーナといった大規模集客施設や、横浜労災病院、横浜市総合リハビリテーションセンターなどの医療施設を配しており、街区全体の道路整備と一体となった来街者のスムーズな誘導、案内機能の整備が望まれていました。

本計画ではサインを「情報コミュニケーションのメディア」としてとらえ「情報内容」「表現様式」「空間上の位置」についての検討を重ね、以下の目的でサインの整備を行いました。

- 1 大規模施設および鉄道駅への動線を道路上で明確化する
- 2 新横浜周辺地区のまちの構造を知らしめ、まちの座標軸、オリエンテーションの理解を促す
- 3 インフラストラクチャーに必要な、まちの情報提供機能を整備する
- 4 視覚障害者や外国人を含めた、だれもがわかりやすいサインを整備する

## 地区の特徴

新横浜周辺地区の大規模施設は、横浜国際総合競技場や横浜アリーナ、横浜労災病院などです。JR新横浜駅から横浜国際総合競技場や横浜アリーナに至る歩行圏内に商業地区が広がり、ホテルや民間の博物館、スポーツ施設等が散在しています。鳥山川を越えると、横浜国際総合競技場の手前に横浜労災病院や横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜ラポールなどの医療福祉ゾーンがあります。横浜国際総合競技場の周辺は、長期計画に基づく多目的遊水池を兼ねた新横浜公園の整備が進められています。



## システム構成の考え方

新横浜周辺地区の主要な動線は、横浜国際総合競技場、横浜アリーナ、横浜労災病院などの大規模施設（目的地）と、JR新横浜駅、地下鉄新横浜駅、JR小机駅、地下鉄北新横浜駅の各鉄道駅（出発点）を結んで形成されています。

この地区における歩行者系サインシステムは、上記の主要な動線上の分岐点および屈曲点に矢羽型誘導サインを配置して動線上の情報ニーズに応えるとともに、人通りの多い交差点位置には、情報コーナーサインを配置して新たに発生する情報ニーズを補完する構成としました。情報コーナーサインは矢羽型よりも視距離の小さい対面視型誘導サインと周辺案内図からなります。

[基本的なシステム構成] Scale=1/30



### 特別な場所における対応

鉄道駅前広場の情報コーナーサインは対面視型誘導サインと周辺案内図に加え、表示範囲の広い地区案内図を設置しました。また主要動線上の立体横断施設位置では誘目性を高めるため矢羽型誘導サイン・大を設置しました。

### 誘導サインの文字高

サイン種別	想定視距離	和文文字高	英文文字高
矢羽型誘導サイン	15～20m	80mm	48mm
矢羽型誘導サイン・大	20～25m	100mm	60mm
対面視型誘導サイン	1～10m	50mm	30mm

[特別な場所における対応] Scale=1/30



■ 鉄道駅前広場における対応

- 対面視型誘導サイン
- 周辺案内図
- 地区案内図

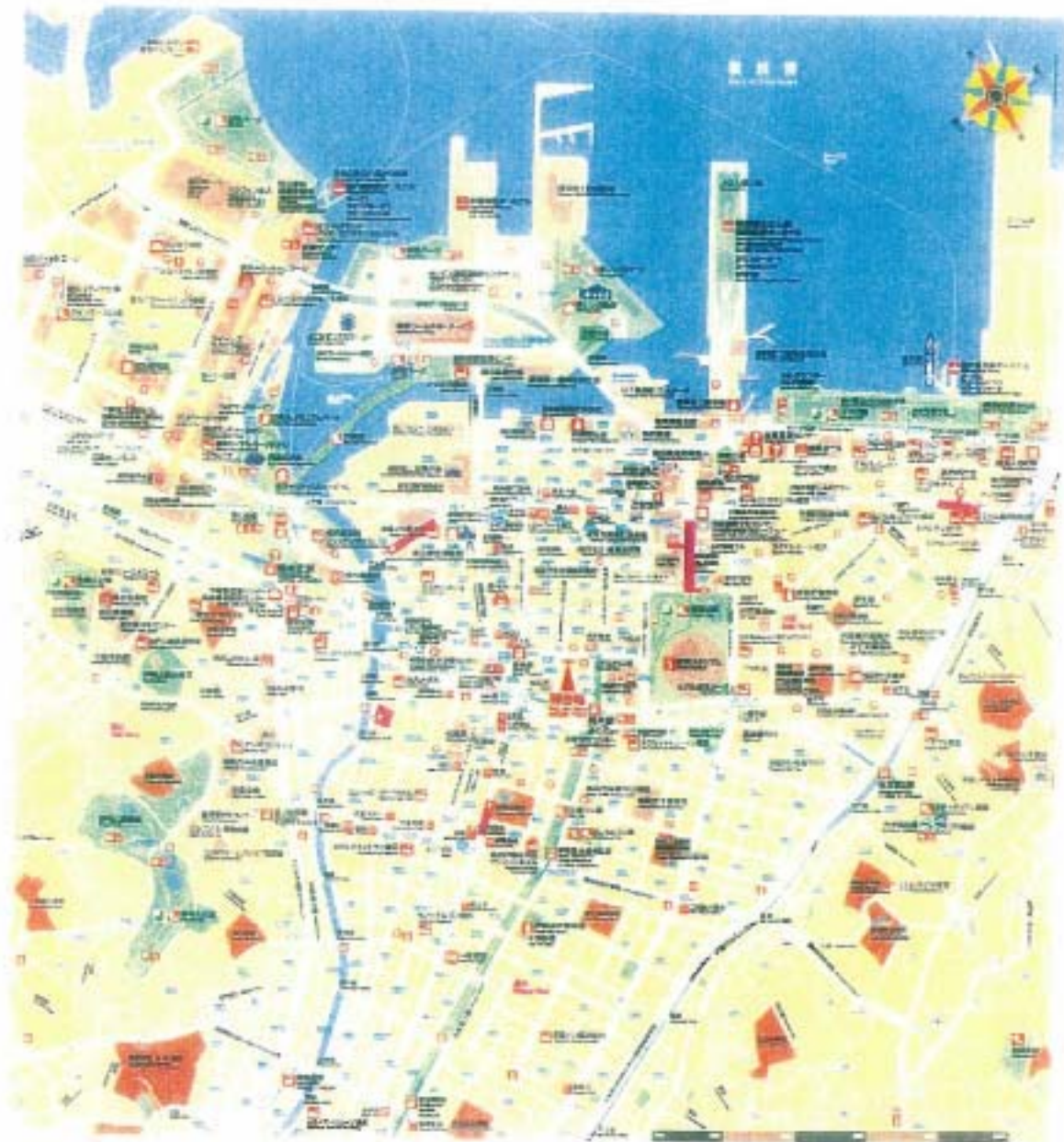
■ 主要動線上の立体横断施設位置における対応  
矢羽型誘導サイン・大

# 案内地図事例

国内地区  
広域交通案内図

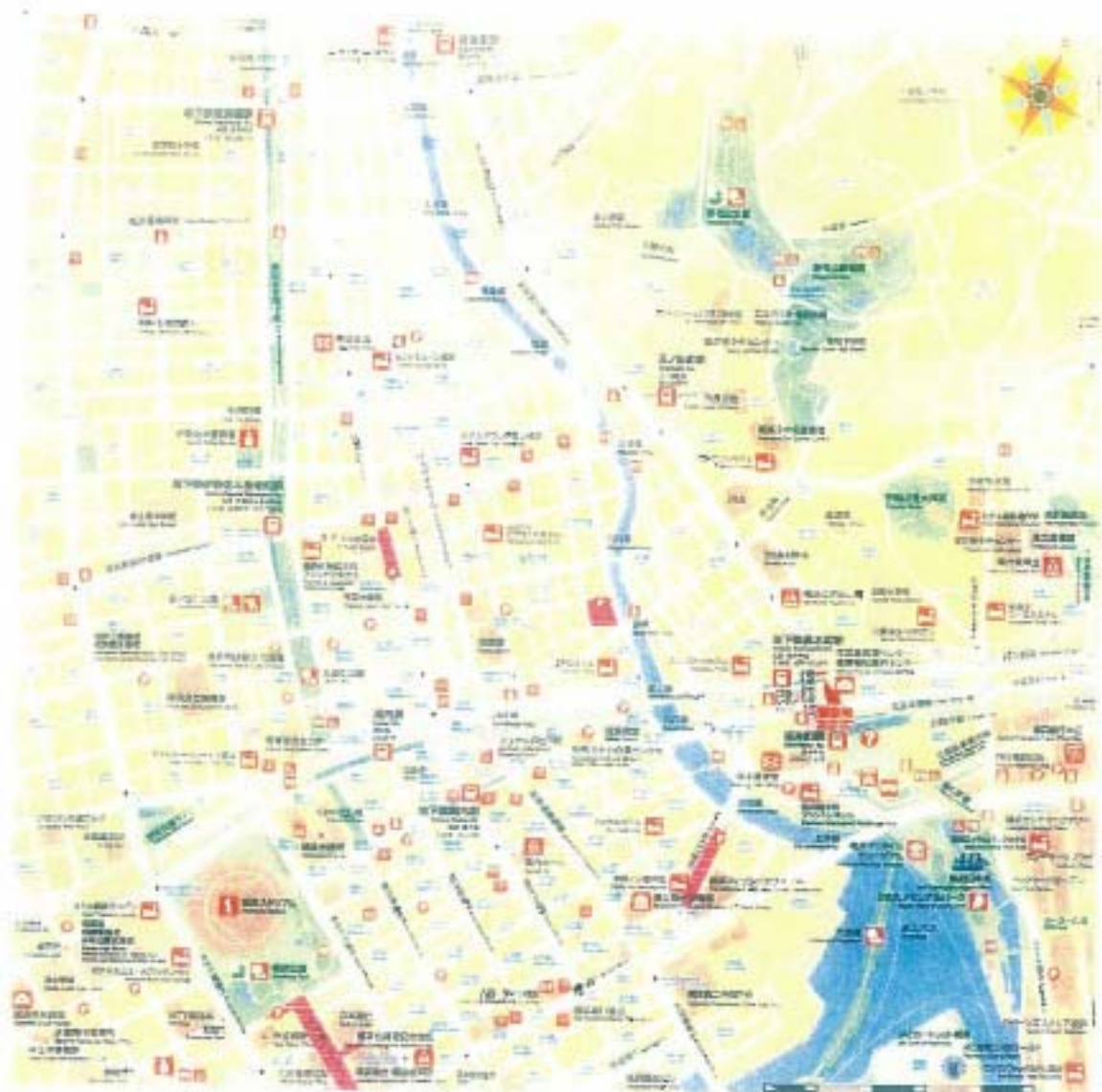


関内地区  
周辺案内図



(原寸地図サイズ 890 × 890)

關外地区  
周辺案内図



(原寸地図サイズ 900 × 900)

みなとみらい地区  
地区案内図



(原寸地図サイズ 2100 × 1250)

## 新横浜地区

## 周辺案内図

新横浜周辺地区サイン  
約1.5km四方  
900mm×900mm



## 地区案内図

新横浜周辺地区サイン  
約2.5km四方  
900mm×900mm



## 公共サイン整備に係る事務手続要綱

制定 平成 15 年 7 月 4 日  
都デ第 46 号(局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、誰にでもわかりやすいまちづくりを実現するための公共サインの整備に関し、行政内部の総合調整及び事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共サイン 不特定の利用者を対象とし、公的機関が設置するサインをいう。
- (2) 歩行者系サイン 歩行者を対象とした案内・誘導サインをいう。
- (3) 整備等 サインの新設、改修、更新及び廃止をいう。
- (4) 局等 横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）第 1 条に規定する局、第 2 条に定める事業本部、収入役室、消防局、水道局、交通局、横浜市立大学事務局、区役所、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び市会事務局をいう。

### (事前協議の目的)

第 3 条 公共サインの整備等を、本市におけるサインシステム全体として適正かつ効率的に整備を行うために、事前協議を実施する。

### (協議の対象)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、事前協議の対象とする。

- (1) 歩行者系サインの計画を行う場合
- (2) 歩行者系サインの整備等をする場合
- (3) その他 都市計画局長が必要と認めた場合

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前協議を不要とする。

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）第 3 条に様式が規定されている標識を設置する場合
- (2) 短期のイベント等において会場を案内するために仮設の歩行者系サインの整備等を行う場合



## (事前協議の時期)

第5条 前条第1項に基づく場合、局等の長は、次の各号のいずれかに定める時期に公共サイン事前協議書（別記様式）を都市計画局長へ提出し、協議しなければならない。

- (1) 予算要求を行う場合 財政局財政課への予算要求調書提出時
- (2) 前号以外の場合 方針伺（方針伺のない場合は、執行伺）の経伺前

## (協議時の審査)

第6条 協議に当たっては「横浜市公共サインガイドライン」に基づき、都市計画局都市デザイン室が技術的観点から審査を行うものとする。

## (協議結果の通知)

第7条 都市計画局長は、事前協議書を受理したときは、その内容を十分審査し、当該計画、整備等に対する意見を局等の長に通知するものとする。

- 2 局等の長は、前項の通知を十分尊重し、対応しなければならない。

## (公共サイン調整会議の設置)

第8条 公共サインの整備等に係る重要事項を、総合的な観点から審議するため、公共サイン調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

## (調整会議の審議対象)

第9条 調整会議の審議の対象とする重要事項は次の各号とする。

- (1) 「横浜市公共サインガイドライン」を改訂する場合
- (2) 大規模な公共サイン等の整備等をする場合
- (3) その他都市計画局長が必要と認めた場合

- 2 前項において付議された案件については、主として政策的観点及び事業調整の観点から審議するものとする。

## (調整会議の組織)

第10条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 横浜プロモーション推進事業本部集客都市プロモーション課長
- (2) 総務局国際室国際課長
- (3) 福祉局地域福祉部福祉のまちづくり課長
- (4) 緑政局総務部企画課長
- (5) 道路局道路部施設課長
- (6) 港湾局港湾整備部企画調整課長
- (7) 交通局自動車部営業課長
- (8) 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー観光部長
- (9) 都市計画局都市企画部企画調査課交通担当課長
- (10) 都市計画局都市企画部都市デザイン室長

(調整会議の招集等)

第11条 調整会議は、都市デザイン室長が招集する。

2 都市デザイン室長は必要に応じ、調整会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審議結果の通知)

第12条 調整会議は、付議された事項について審議し、その結果を、局等の長に通知するものとする。

2 局等の長は、前項の通知を十分尊重し、対応しなければならない。

(調整会議の庶務)

第13条 調整会議の庶務は、都市計画局都市デザイン室が所管する。

(公共サインに係る調査・指導)

第14条 都市計画局長は、必要があると認めた場合には、公共サインに係る調査を行い、局等の長に助言又は指導を行うことができる。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市計画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月4日から施行する。

# 開港の道

桜木町駅前から、汽車道、運河パーク、ワールドポーターズ、サークルウォーク、赤レンガ倉庫、山下臨港線プロムナード、山下公園、人形の家を経て、港の見える丘公園にいたる延長約3.2kmのルートです。

## ●横浜の魅力スポット満載

「開港の道」は、臨港線の跡地を活用した散策路「汽車道」「山下臨港線プロムナード」を  
 経由しているほか、ルート周辺には赤レンガ倉庫をはじめとする  
 歴史的建造物や土木遺構が数多く点在しており、横浜の歴史を堪能することができます。  
 また、港を見渡すことのできる眺望ポイントや横浜ワールドポーターズなどの商業施設、博物館や  
 資料館も周辺に多くあり、楽しみながら歩くことができます。

## ●わかりやすい案内表示

約10～20m毎に路面にルートを示すマークを表示し、約300m毎に次の目的地までの  
 距離を表示するサインを設置しています。

## ●歩きやすい歩行環境

ルートの大部分が公園や緑地、歩行者専用の道となっているため、  
 家族連れでも安心して歩くことができます。

ルートイメージ図

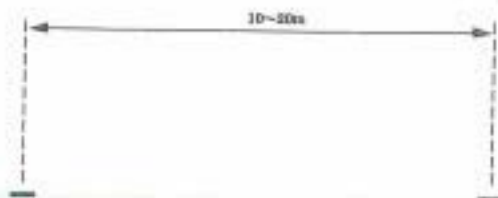


# 開港の道

## 開港の道案内表示

### ●ルートを示すマーク（グラフィックシンボル）

ルート上の路面に約10～20m間隔で設置しています。



### ●距離表示サイン

ルート上約300m間隔で設置する。

廃レンガをくり抜いた台座などを再利用し、直近の主要な施設や起終点までの距離を示しています。



### ●歴史風景サイン

ルート上の主要なポイントの路面に、明治から昭和にかけての沿道周辺を写した写真入りのサインを設置しています。



# 横浜市における歩行者系案内 サイン整備について

わかりやすい道路案内標識に関する検討会

平成16年7月16日

# 都心プロムナードサイン (関内地区)



# 都心部サイン整備 (関内地区)



# 道路愛称標識 (関内地区)





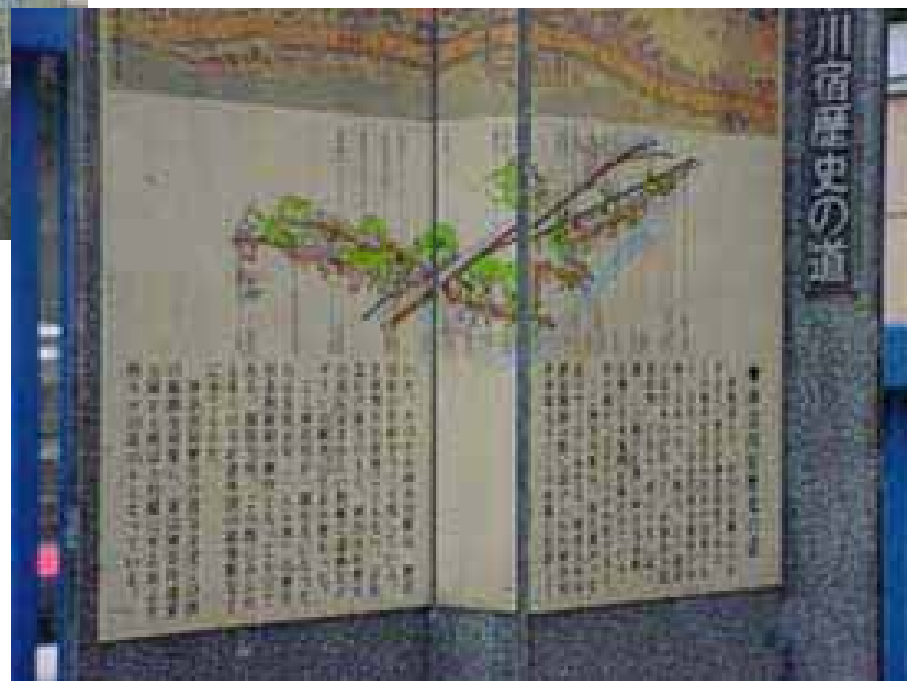
# 坂道名サイン



# 魅力ある道路づくり事業（金沢歴史の道）



# 魅力ある道路づくり事業（神奈川歴史の道）



# 都心部サイン整備 (新横浜地区)



# 都心部サイン整備 (関内地区)



# 都心部サイン整備 (関内地区)



# 都心部サイン整備 (関内地区)



# 都心部サイン整備 (山手地区)







# 都心部サイン整備 (みなとみらい中央地区)





670m  
横浜能楽堂  
Yokohama Noh Theater  
500m  
神奈川県立音楽堂  
Prefectural Concert Hall

1.2km  
赤レンガ倉庫  
Aka-renga Soko  
桜木町駅  
Sakuragichō Sta. (JR・市営地下鉄・東急)  
UET / Subway / Tokyo

横浜美術館  
Yokohama Museum of Art  
クイーンズスクエア横浜  
Queen's Square Yokohama

# 都心部サイン整備 (関外地区)



# 都心部サイン整備 (新港地区)



# 都心部サイン整備 (歴史的建造物)



# 開港の道サイン



サインタイル (10 ~ 20m毎)

距離表示サイン

# 公共サインガイドラインの特徴

英語表記を大きく表記





# 公共サインガイドラインの特徴

凡例を4か国語表記



# 公共サインガイドラインの特徴

## ピクトグラムを活用



平成14年3月にJIS (日本工業規格) となったピクトグラム

# 公共サインガイドラインの特徴

## 矢羽型を原則



# 横浜市における歩行者系案内 サイン整備について

わかりやすい道路案内標識に関する検討会  
平成16年7月16日

# 横浜市 公共サインガイドライン

Guideline for Public Signs of Yokohama City

# 目次

はじめに		2-3 誘導サイン基準	
1 目次		68 表示基本要素	
2 ガイドラインの目的		71 矢印	
3 ガイドラインの構成			
4 本書の適用範囲			
		3 考え方の例示編	
1 理念編		74 サインシステム	
8 公共サインとは		80 配置	
10 サイン計画の基本視点		82 本体デザインの考え方	
12 計画の進め方		84 ノーマライゼーション	
		4 技術資料	
2 基準編		88 関係法令	
16 基準化する内容一覧		90 素材選定の考え方	
		94 めっきその他表面処理	
2-1 共通基準		96 塗装処理の考え方	
20 表示の高さ		98 表現技法選択の考え方	
21 表示面モジュール		100 照明の考え方	
22 使用書体			
24 ピクトグラム		5 参考設計	
30 色彩		106 区全体案内サイン	
32 日本語の表記		112 地区案内サイン	
34 英語の表記		118 周辺案内サイン	
38 維持・監理		122 誘導サイン	
2-2 案内サイン基準			
46 地図の範囲・縮尺・向き		6 付録	
48 情報掲載基準		130 サイン管理台帳・メンテナンス記 録簿	
52 タイトル		134 英訳一覧	
56 地図内文字		140 横浜市政府登録ホテル一覧	
58 地図内共通記号			
64 本体の基準			

## 公共サインとは

サインは、人々の場の認識を助け、自らも風景の1つの要素になるものです。サインには道路標識等をはじめとする公共サインと看板等の商業的なサインとがありますが、公共サインは公的機関が整備するもので、系統的な街の案内が可能となります。以下は公共サインの概要です。

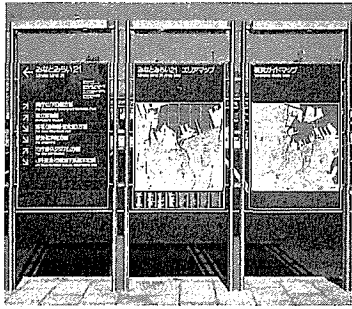
公共性 : 公共性が高く、利用対象者も不特定多数と考えられる。

設置、管理者 : 国、都道府県、区市町村、公団、公共交通事業者等の公的機関が事業主体として設置する。

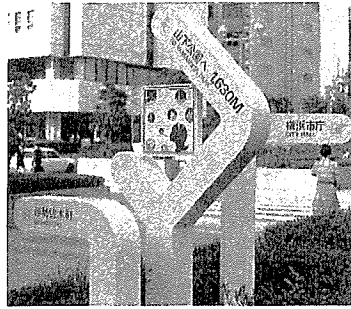
設置場所 : 道路や公共用地、あるいは公開空地や駅前広場等の公的性格を有する敷地に設置する。

情報内容 : 移動の補助となる内容や、規則の説明など日常的に必要な情報を伝達する。

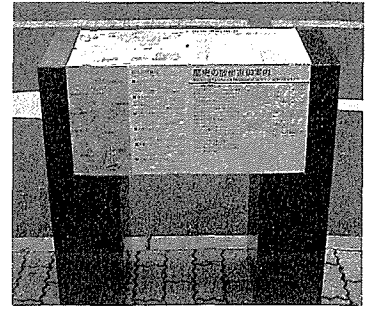
### 公共サインの種類



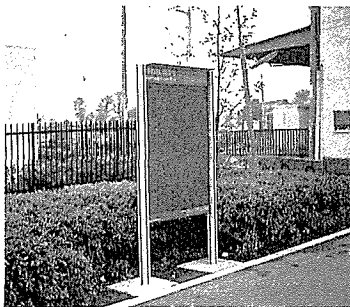
案内サイン  
主に地図板を用い、ある範囲内の全体案内を行う



誘導サイン  
主に矢印と施設名称等により、施設やルートへの誘導を行う。



解説サイン  
事物の説明を行う。



広報サイン  
主に催しや生活情報の告知に用いる。



禁止サイン  
禁止、規制及び利用注意に関する情報を提供する



記名サイン  
ある地点、施設の名称をあらわす。



## サイン計画の基本視点

### 誰に対してもわかりやすいサイン

サインは、一般に視覚情報を媒体として計画されるもので、従来は健常者の視力を基準として計画されることが多く、高齢者や障害者に対する配慮は十分ではありませんでした。

これからのサイン計画は、視覚障害者に対応した表示方法の検討や高齢者への配慮など、総合的視野から進めていくものでなければなりません。

また、横浜市の地域性である、様々な国の人々が生活するという特徴についても多言語表記の可能性を広げることで対応しています。和英併記を最小の単位とし、必要に応じてもう一カ国の言語を加られる様に、あらかじめスペース確保しておくことが考えられます。なお、その場合は、対象区域ごとに、居住する人々の状況に合わせて、仏語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語などの併記を行っていくことになります。

### 景観整備としてのサイン計画

サインに限らず、道路上の工作物類が何の連係もなく整備されれば、それだけで景観が煩雑なものとなってしまいます。

よりよい生活空間創出のためにもサイン整備を都市環境整備の一環としてとらえ、常に全体を見据えた上での整備体制づくりと計画を進めていくことが重要です。

### 維持管理・事業主体間の調整

現状のサイン整備における課題としては、事業ごとに設置者が違い、情報や形態に一貫性が得られぬままに整備されてしまうこと、また設置者と管理者が異なる場合に相互の調整が満足に行かず、設置されても管理がなされないままになってしまうことなどが挙げられます。

情報等の一貫性に欠ければ利用者は混乱してしまいますし、放置されたままであれば必要情報の変化にも対応できず、次第に劣化して景観に悪影響を及ぼすものとなってしまいます。

解決の方策としては、総合的サイン整備の必要性を関係機関がよく把握し、各種計画間の整合から管理等に関わる経済的問題の整理までを含む協力体制の強化が不可欠となります。



同一箇所に似通った機能を持つサインが重複して設置されている事例



維持管理が行われず機能をはたしていない例

## 計画の進め方

サイン計画では、面的に進めていくことで利用者に対して正確に情報提供が行える環境をつくっていくことが重要です。

そのためには事業単位でなく一つの地域を面的に捉えていく必要があります。

サイン計画の実施に際しては、特に市全体で考えなければならぬものを除いては、細やかに地域性に対応し、その特色を生かすためにも、区が主体となって計画してゆくことが望まれます。以上の点から本ガイドラインをもとに区が各々のサイン計画を定め、他の事業もこれに基き調整していくものとします。

計画の留意点は以下の通りです。

- 1 長期にわたるサイン計画の場合、将来を見据えた計画策定と、確実な継続が求められる。
- 2 個別的な特性を生かしたサイン計画や、すでに実施されているサイン計画が存在する場合は、区全体のなかでの適切な位置づけを行い、表示等については適宜内容調整をおこなう。
- 3 区以外の事業主体による事業については、理解を求め、市及び区としての共通性づくりに勉める。

このように他事業に対する調整と、上位計画であるまちづくりの方針に留意しつつ、計画を進めることが必要です。

